

各分科会における検討結果のとりまとめについて（案）

I. LED 機器に係る判断の基準等について（案）

1. 検討の経緯について

第 1 回特定調達品目検討会において、本分科会の報告内容に沿って検討を進めることとされた。なお、検討会における以下の指摘を踏まえ、検討を実施した。

- 判断の基準としてランプ効率があげられているが、ただ単に明るさを求めるのではなく、暗いものでもうまく LED の特徴を利用することによって省エネになる場合があり、その特徴を生かすような基準の構成を検討することも必要。

2. 判断の基準等について

（1）品目の対象範囲

現行の「照明」の蛍光灯照明器具に加え、新たに対象とする品目を追加。

対象とする物品の範囲は、各省庁会計課等の物品・役務等の調達部署において調達の可能性がある以下の品目とした。

- LED 照明器具

ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンド

- LED を光源とした内照式表示灯

内蔵する LED によって、文字等を照らす表示板、案内板等

（なお、サイン等の内、LED 光源が露出する表示板等（電光掲示板等を想定）として国などが調達すると想定されるものは、常設で大型のものが大半を占めているため、今回の物品としての検討範囲からは外すこととした。）

（2）判断の基準（案）

具体的な判断の基準（案）については、資料 4－2「特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）」を参照。

- エネルギー消費効率

現行の「ランプ」の判断の基準に記載のある「LED ランプ」については、現段階での製品の性能や市場の状況等を勘案すると、今年度基準の中でエネルギー消費効率を規定することは難しいと判断し、現行の判断の基準とおり定格寿命のみの基準とした。

- 定格寿命

- 特定の化学物質が含有基準値を超えないこと、及び含有情報の表示・公表

（３）配慮事項（案）

現行の「蛍光灯照明器具」の配慮事項との整合を図り、以下の項目を、配慮事項（案）として設定することとした。

- ☐ 材料再生利用のための設計上の工夫
- ☐ 使用塗料の環境負荷低減と人体への配慮
- ☐ 製品の包装材の環境負荷低減又は包装材の回収、再使用又は再利用システム

LED を光源とした内照式表示灯にあつては、器具の構造上、プラスチック部品の利用が一定量発生すると判断されたため、上記の項目に加え、以下の項目を配慮事項（案）に追加した。

- ☐ 再生プラスチックの使用

（４）今後の課題

次年度以降に検討を実施すべき課題としては、以下のとおり。

- ☐ 「LED 照明器具」については、技術開発の進展が顕著であり、エネルギー消費効率に係る判断の基準の継続的な検討が必要
- ☐ 対象品目範囲の拡大の検討（LED 光源が露出する表示板等）

Ⅱ. 防災備蓄用品に係る判断の基準等について（案）

1. 検討の経緯について

第 1 回特定調達品目検討会において、本分科会の報告内容に沿って検討を進めるとされた。なお、検討会における以下の指摘を踏まえ、検討を実施した。

- ペットボトルの水について検討されているが、詰め替えを行うという議論はなかったのか。
 - ➔ 基本的には長期保管性という基準を主眼に置いているが、詰め替えるという考えも十分あり得るため、今後水全般における検討が必要。
- 簡易トイレは枠組みが上手くいかず対象としていないという話だが、仮設トイレ、簡易トイレに関わらず検討すべき。
 - ➔ 次年度以降対象範囲の中に入れて検討。
- ロングユースという言葉について、長い間使わずに保管しておく備品等の場合は通常の製品との設計の仕方が全く違ってくるため、適切に定義しないと従来製品の寿命の長いものだけということになりかねない。
 - ➔ 防災備蓄用品の主旨から、「長期保管性」という観点で検討を実施。

2. 判断の基準等について

（１）品目の対象範囲

対象とする物品の範囲は、国等の機関における備蓄量の多い品目であって、適切な判断の基準等の設定による環境負荷低減効果が期待される以下の品目とした。

表 1 防災備蓄用品の対象品目

区 分	品 目 名
食料・飲料水	ペットボトル飲料水 アルファ化米 乾パン 缶詰 レトルト食品 (5 品目)
生活用品・資材	毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池 携帯電灯 非常用携帯燃料 (7 品目)

（２）判断の基準（案）

具体的な判断の基準（案）については、資料 4－2「特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）」を参照。

① 食料・飲料水

- ☐ 賞味期限 5 年以上
- ☐ 保管管理上の必要事項の記載

なお、レトルト食品については、「賞味期限 5 年以上」または「3 年以上であって容器等回収し再利用される仕組みがあること」のいずれかの要件を満たすこととした。

また、アルファ化米、乾パン及び缶詰については、今後賞味期限に係る判断の基準の見直しをする旨備考に記載を行った。

② 生活用品・資材

生活用品・資材のうち、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については現行の判断の基準を適用することとした。作業手袋については、現行の特定調達品目の判断の基準の見直しを実施。また、一次電池については、現行の判断の基準に加え、使用推奨期限に係る判断の基準を設定した。

携帯電灯については、予備として保管する電池の備蓄量を削減するという観点から、連続点灯時間等に係る判断の基準を設定した。

また、固形燃料については、品質保証期限及び保管管理上の必要事項の記載について判断の基準として設定した。

(3) 配慮事項（案）

配慮事項（案）については、以下の項目を設定することとした。

① 食料・飲料水

- ☐ 回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組み

なお、ペットボトル飲料水については、上記に加え以下の 2 項目を設定。

- ☐ 容器の「軽量化・薄肉化」
- ☐ ボトル、ラベル・印刷、キャップ等に係る環境配慮設計

② 生活用品・資材

- ☐ 包装の環境負荷低減への配慮

携帯電灯については、上記に加え以下の項目を設定。

- ☐ 部品の再使用または素材の再生利用に配慮された設計
- ☐ 防水・防滴構造である等、耐久性に優れた設計

3. 今後の検討事項について

次年度以降に検討を実施すべき課題は、以下のとおり。

- ☐ 対象品目の拡大について継続して検討
- ☐ 中央官庁業務継続ガイドラインに基づく取組状況を踏まえた検討

Ⅲ. 自動車整備に係る判断の基準等について（案）

1. 検討の経緯について

第 1 回特定調達品目検討会において、本分科会の報告内容に沿って検討を進めるとされた。

2. 判断の基準等について

（１）役務の対象範囲

対象とする役務の範囲は、国等の機関が定期点検整備、自動車修理等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、自動車排出ガスの量が基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除く自動車整備とする。

（２）判断の基準（案）

現行の自動車整備に係る判断の基準に加え、エンジン洗浄を実施する場合に適用する下記の基準を新たに設定することとした。

具体的な判断の基準（案）については、資料 4－2「特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）」を参照。

☐ 大気汚染物質（HC、CO）の排出削減

エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、洗浄実施前に大気汚染物質（HC、CO）の値を計測し、HC、CO のいずれかの値が、表の区分（大気汚染防止法の自動車排出ガスの量の許容限度）ごとの基準値を超える場合とする。

☐ エンジン洗浄の実施に係る保証

エンジン洗浄の実施直後及び法定 12 ヶ月点検において効果を確認し、基準を超える場合は、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の保証についても要件とすることとした。

（３）配慮事項（案）

配慮事項（案）については、エンジン洗浄に係る以下の項目を設定する。

☐ エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積及び費用等に係る情報提供

☐ エネルギーや溶剤等に係る環境負荷低減への配慮

3. 今後の検討事項等について

次年度以降に検討を実施すべき課題は、以下のとおり。

☐ 燃費の改善効果に係る判断の基準の検討

☐ エンジン洗浄を実施すべき大気汚染物質の基準値の見直しに係る検討

現段階では、大気汚染物質の排出削減に係る項目を判断の基準として設定しているが、CO₂排出削減の目的からは、燃費の改善こそ評価すべき事項である。また、エンジン洗淨の実施は、法定点検以外において費用を払い実施することから、その対価としての燃費の改善は必然性が高い。このため今後、エンジン洗淨前後における測定条件、測定方法について事業者等にデータの提供を求め、燃費の改善との相関関係を示し、燃費の改善に係る判断の基準の設定可能性を引き続き検討する必要がある。

また、現段階においては、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度（一酸化炭素及び炭化水素）をエンジン洗淨実施の目安の基準案としているが、現行の排出ガス規制値を勘案すると、今後は更に適正な基準案を検討する必要があると考えられる。

IV. 旅客輸送（自動車）に係る判断の基準等について（案）

1. 検討の経緯について

第 1 回特定調達品目検討会において、本分科会の報告内容に沿って検討を進めるとされた。なお、検討会における以下の指摘を踏まえ、検討を実施した。

- 低燃費・低公害車の導入は配慮事項になっているが、効果の大きい本質的なことであるため判断の基準に入れるべき。
 - ➔ 分科会に持ち帰り検討を実施したところであるが、日本全国における調達を考えた場合、供給が十分ではない状況であるため、現段階においては判断の基準の設定は困難と判断し、今後の検討事項とした。
- 事業者が何らかの環境マネジメントをして CO₂ をどれだけ減らすかというシステムが重要であり、例えばガソリン使用量が前年比どれだけ減ったという比較がないと項目をあげてもインセンティブにならないのではないか。

2. 判断の基準等について

（１）品目の対象範囲

対象とする役務の範囲は、国等の機関（調達者）が発注する公務における一般貸切旅客自動車（貸切バス）及び一般乗用旅客自動車（タクシー）の使用とした。

（２）判断の基準（案）

対象を区別して判断の基準（案）を設定するのではなく、可能な限り統一化をすることとし、以下の項目を判断の基準として設定した。

具体的な判断の基準（案）については、資料 4－2「特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）」を参照。

- エネルギー使用実態、取組効果の把握
 - ➔ 改正省エネ法を踏まえたエネルギー使用実態及び取組効果の把握
- エコドライブの推進
 - ➔ 「新・エコドライブ 10 のすすめ」の要件を満たすこと
- 車両の点検・整備
 - ➔ 別表に示した取組の実施
- 旅客輸送効率の向上、空車走行距離の削減等
 - ➔ 効率的な輸送経路の選択、運転者への周知（一般貸切旅客自動車のみ）
 - ➔ 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択（一般貸切旅客自動車のみ）
 - ➔ 無線や他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること（一般乗用旅客自動車のみ）

- 上記取組を担保するための公表又は第三者による審査
 - ➔ 環境報告書による公表、ISO14001、EA21 等の環境マネジメントシステム、グリーン経営認証（環境パフォーマンス評価）など

（３）配慮事項（案）

現行の「輸配送」の配慮事項との整合を図り、以下の項目を、配慮事項（案）として設定することとした。

- 改正省エネ法の判断基準を踏まえた取組推進
- 低燃費・低公害車の導入推進
- エコドライブを推進するための装置の導入
- 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムの導入や自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入推進
- 事業所、集配拠点等における省エネルギー対策
- GPS-AVM システムの導入による効率的な配車の推進

（４）その他

- 調達方針の策定に当たっての目標の立て方の単位（調達実績集計単位）は、旅客輸送に係る契約総数に占める基準を満たす契約数の割合とする

（５）今後の課題

次年度以降に検討を実施すべき課題としては、以下のとおり。

- 中小事業者の判断の基準等への適合状況の確認の方法、必要な書式等の検討
- 低燃費・低公害車の導入の判断の基準への格上げに係る継続的な検討

V. 庁舎管理・清掃に係る判断の基準等について（案）

1. 検討の経緯について

第 1 回特定調達品目検討会において、本分科会の報告内容に沿って検討を進めるとされた。なお、検討会における以下の指摘を踏まえ、検討を実施した。

□ 配慮事項についてあいまいな表現が見られるが、きちんとした範囲（数値基準）を示す必要があるのではないか。

➔ 現状では定量的に定めるよりは、そのような項目も評価されるという認識を広めるという目的で設定。

2. 判断の基準等について

（１）役務の対象範囲

本年度の庁舎管理・清掃の判断の基準等の見直しにおいて対象とする役務の範囲は、以下のとおり。なお、植栽管理及び害虫防除については、新たな品目として追加する。

□ 庁舎管理（庁舎管理・植栽管理）

- (1) 常駐管理形態以外の庁舎管理
- (2) 庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理

□ 清掃（清掃・害虫防除）

- (3) 建築保全業務共通仕様書に定める建物内部の清掃
- (4) 庁舎等のねずみ・昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除

（２）判断の基準の見直しに当たっての考え方

庁舎管理及び清掃については現行の判断の基準に加え、以下の観点から見直しに関する検討を実施。

□ 庁舎管理

➔ 省エネルギー対策に係る判断の基準について、常駐管理以外の管理形態においても実施可能な項目の選定及びその管理基準（実施頻度）の設定

□ 清掃

➔ 床やトイレ等の清掃に係る判断の基準等の設定

➔ ワックス等の環境負荷低減に係る項目の設定

（４）判断の基準（案）

具体的な判断の基準（案）については、資料 4－2 「特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）」を参照。

① 庁舎管理

◇省エネルギー対策

常駐管理と同様、常駐管理以外の管理形態においても、各施設における省エネルギーに係る措置・対策について、別表を参考として当該施設の利用状況等に即し選定することとする。また、以下の 4 項目について管理基準を定めるとともに、実施状況を施設管理者に報告することを判断の基準として設定した。

なお、受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の適切な管理及び措置については、現行の基準の 3 項目に新たに追加した。

- ☐ 温湿度の適切な設定及び管理
- ☐ 照明効率を維持するための措置
- ☐ 空調設備、熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置
- ☐ 受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の適切な管理及び措置

◇エネルギー、水使用量または廃棄物排出量の報告等

エネルギー、水の使用量及び廃棄物の排出量について、以下のとおり判断の基準を設定した。

- ☐ 前月比又は前年同月比で著しく増加した場合の要因分析及び減少した場合の要因の検証（施設管理者と協力し実施）

なお、常駐管理においても減少した場合の要因の検証についても、判断の基準に追記を行った。

② 植栽管理

植栽管理については、以下の内容について判断の基準として設定した。

- ☐ 適切な剪定や刈り込みによる通風、日照等の確保及び適切な防除手段を用いて害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合防除
- ☐ 農薬の使用回数・使用量を削減し適正かつ効果的に実施

③ 清掃

清掃に係る判断の基準については、現行の判断の基準に加え、以下の項目を設定した。

- ☐ 床維持剤（ワックス）等の指定化学物質が基準値以下、また揮発性有機化合物の含有量が指針値以下
 - ➔ 指定化学物質は PRTR 法の届出義務の対象とならないこと
 - ➔ 揮発性有機化合物については、厚生労働省の定める室内濃度指針値以下
- ☐ 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、清掃方法等について、より環境負荷低減が図られる具体的提案が行われていること。

④ 害虫防除

害虫防除については、以下の内容について判断の基準として設定した。

- ☐ 殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置
- ☐ 害虫等の発生・侵入を防止するための措置
- ☐ 事前計画や目標の設定及び防除作業後の効果判定
- ☐ 医薬品等使用回数、使用量及び使用濃度等に配慮し適正かつ効果的に実施

(４) 配慮事項（案）

配慮事項（案）については、以下のとおり。

① 庁舎管理

常駐管理以外の形態におけるごみの回収量の集計、増加した場合の原因及び対応方策の提案については、判断の基準として設定したため配慮事項から削除。

② 植栽管理

植栽管理に係る配慮事項として、以下の５項目を設定。

- ☐ 灌水の雨水利用に配慮
- ☐ 小枝・落葉等の処分に係る環境負荷低減（堆肥化等）
- ☐ 植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）の使用
- ☐ 害虫のつきにくい植栽の選定
- ☐ 使用する機材・器具等の環境負荷低減

③ 清掃

現行の判断の基準に、以下の３項目を追加。

- ☐ 清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）の洗剤を使用
- ☐ 電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減
- ☐ 建物の状況に応じた清掃の適切な頻度の提案

④ 害虫防除

害虫防除に係る配慮事項として、以下の項目を設定。

- ☐ 生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等の提案

(５) 今後の課題

次年度以降に検討を実施すべき課題としては、以下のとおり。

- ☐ 建築物外部の清掃に係る判断の基準等の検討